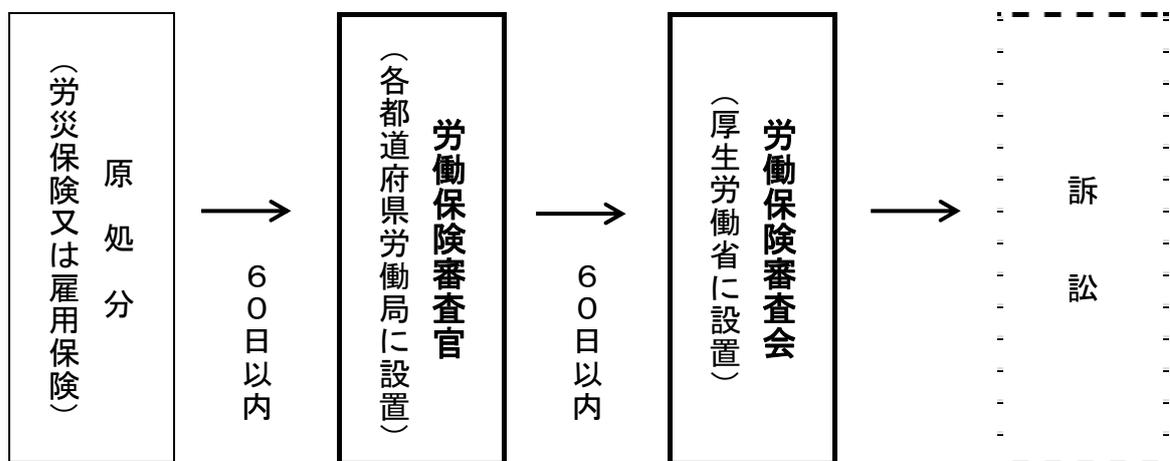


労働保険審査制度の見直しについて

1 労働保険審査制度の概要

- 労災保険及び雇用保険の給付処分に対する不服審査制度は、労働保険審査官（第1審）及び労働保険審査会（第2審）による2段階で構成。

※根拠法： 労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）



- 労働保険審査官（第1審）

厚生労働省の職員が任命される。

→ 簡易迅速性を重視した仕組み

- 労働保険審査会（第2審）

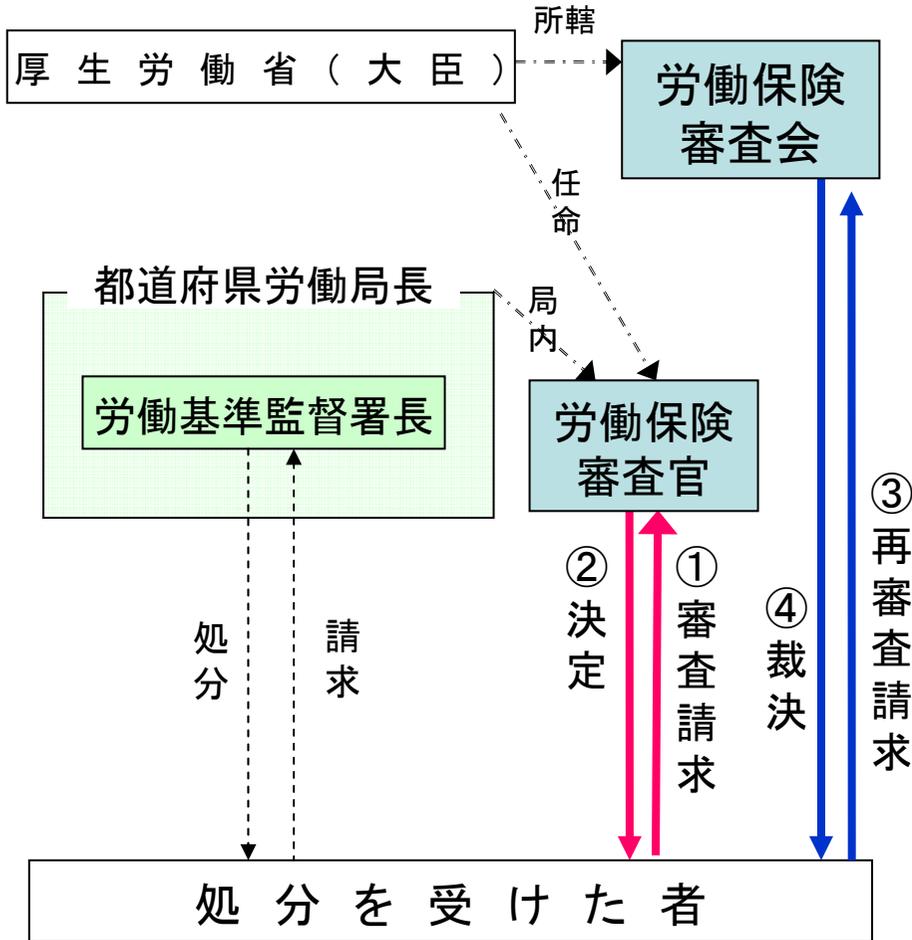
両議院の同意を得て厚生労働大臣が任命する常勤委員6名及び非常勤委員3名をもって組織。

委員3名による合議制を採用（例外的に委員9名全員の合議体により審理）

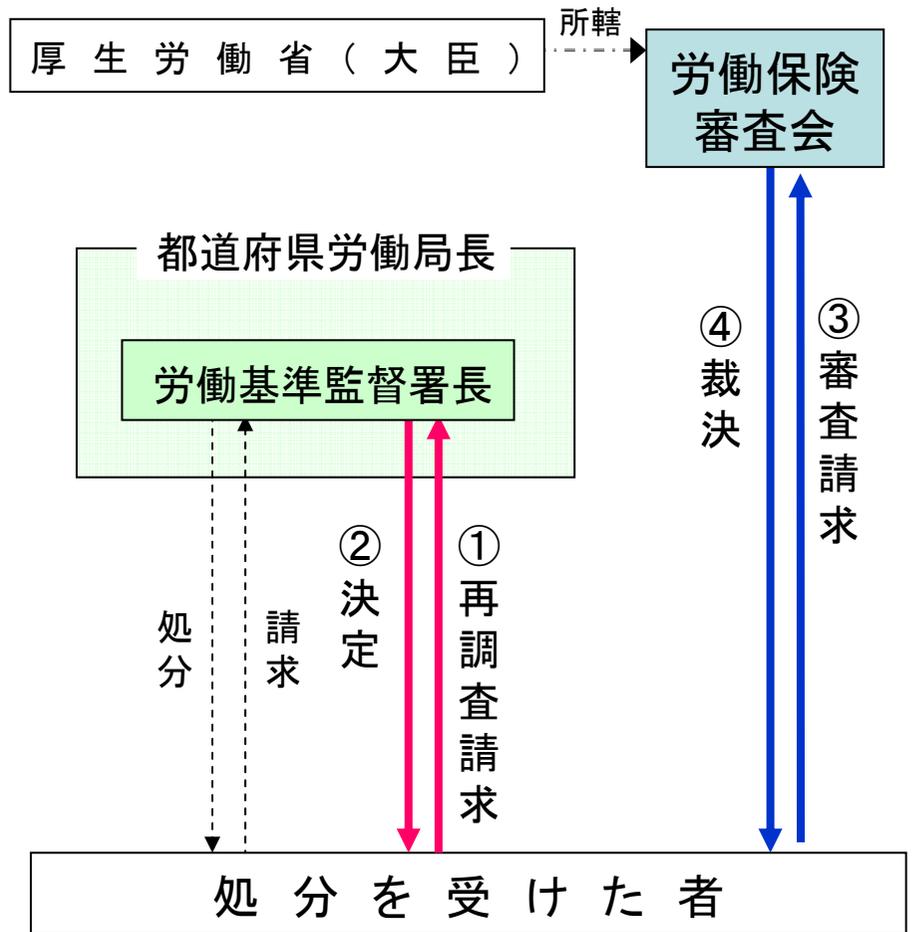
→ 対象処分に係る行政の最終判断を行うため、慎重な審査を行い、併せて行政判断の統一を図る仕組み

審査請求の流れ

現行



改正後



労働者災害補償保険審査官の取扱状況

(労災保険)

区分	請求件数	決定件数	取下件数	残件数
平成9年度	992	915	123	320
平成10年度	1,097	1,013	97	277
平成11年度	1,128	974	111	285
平成12年度	1,173	1,020	89	315
平成13年度	1,254	1,049	83	403
平成14年度	1,481	1,241	94	512
平成15年度	1,504	1,376	96	476
平成16年度	1,482	1,411	71	418
平成17年度	1,515	1,342	95	433
平成18年度	1,870	1,444	155	632

労働保険再審査事件処理状況

(労災保険)

区分	請求件数	裁決件数	取下件数	残件数
平成9年度	392	407	12	735
平成10年度	376	370	17	724
平成11年度	373	380	14	703
平成12年度	346	285	9	755
平成13年度	369	233	10	881
平成14年度	428	246	54	1,009
平成15年度	518	309	20	1,198
平成16年度	581	444	14	1,321
平成17年度	463	606	14	1,164
平成18年度	510	655	18	1,001

行政不服審査法案(仮称)の概要

1 手続の一元化等

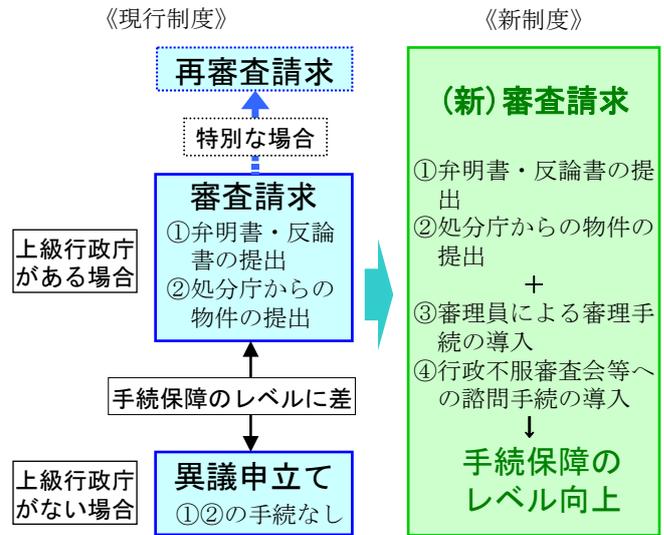
①不服申立ての種類の一元化

手続保障のレベルが低い現行の「異議申立て」を「審査請求」に一元化する。一元化された後の新たな「審査請求」は手続保障のレベルを向上させる。

②審理の一段階化

審査請求の手続保障のレベルを向上させるに伴い、再審査請求を廃止する。

※ 大量に行われる処分などについては、審査請求の前段階として、「再調査の請求」を個別法で設けることを認めることとする。



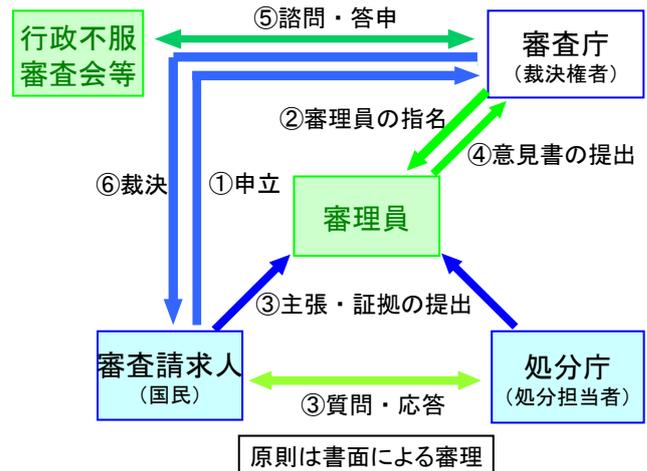
2 審理の客観性・公正性の確保

①審理員による審理手続の導入

審理をより公正なものとするため、審査庁は、処分に関する手続に参与した者以外の者の中から審理員を指名する。審理員は、審査請求の審理（主張・証拠の整理など）を行い、審査庁に対して裁決に関する意見書を提出する。

②行政不服審査会等への諮問手続の導入

より客観的かつ公正な判断が得られるよう、行政不服審査会等を新設し、審査請求の審理に参与する。



3 審理の迅速化等

①標準審理期間の設定

審理の遅延を防ぐため、審査庁は、審査請求がされてから裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努める。

②争点及び証拠の整理手続の導入

審理事項が多数・錯そうしているなど審査請求の内容が複雑である等の場合、適正かつ迅速な審理を行うため、審理員は、審理の進め方の整理などを行う。

③審査請求期間の延長

処分があったことを知った日から60日となっている審査請求期間を3か月に延長する。

4 施行期日

公布日から2年以内で政令で定める日に施行することとする。

※ 整備法において、関連法律の規定の整備等を行うこととする。